

蒲郡市空家解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒壊危険空家及び老朽空家の除却を促進することにより、市民の良好な生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進するため、倒壊危険空家又は老朽空家の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市空家解体費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 蒲郡市空家等適正管理条例（平成25年蒲郡市条例第17号）第2条第1号に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除くものをいう。
- (2) 倒壊危険空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家をいう。
- (3) 老朽空家 昭和56年5月31日以前に着工された空家をいう。
- (4) 所有者等 空家の所有者又は当該所有者の相続人をいう。
- (5) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要領（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、代理受領申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

(補助対象空家)

第3条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 倒壊危険空家又は老朽空家であること。
- (2) 市内に存する1年以上住居として使用されていない空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、長屋又は共同住宅の場合は、

全戸において1年以上使用されていないものであること。

- (3) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意しているときは、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（法人である者を除く。）とする。

- (1) 所有者等（所有者等が複数人いる場合は、当該空家の解体について所有者等全員の同意を得ている者に限る。）
- (2) 蒲郡市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が解体業者に依頼して行う解体工事であって、次の各号の要件のいずれも満たす事業とする。

- (1) 補助対象空家及び同一敷地内に存する他の建築物（埋設物、工作物、草木等を含む。）の全て（ただし、市長がやむを得ないと認めるものを除く。）を除却し、当該敷地を更地にすること。
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受けないこと。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施すること。
- (4) 暴力団関係者が関与する工事でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る費用のうち、補助対象空家の解体に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる解体工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 倒壊危険空家の解体工事 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、老朽空家にも該当する場合は、35万円を限度とする。
 - (2) 老朽空家の解体工事 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。
- 2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（判定申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前に、倒壊危険空家・老朽空家判定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 空家の位置図（付近見取図）
- (2) 空家の外観写真（複数方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むもの）

（倒壊危険空家・老朽空家の判定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が第2条に定める倒壊危険空家又は老朽空家に該当するか否かを判定し、その結果を倒壊危険空家・老朽空家判定結果通知書（第2号様式）により、前条の申請をした補助対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第10条 前条の規定により、倒壊危険空家又は老朽空家に該当する旨の通知を受けた補助対象者であって、補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、蒲郡市空家解体費補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第4-1号様式）
- (2) 空家の状況報告書（第4-2号様式）
- (3) 誓約書（第4-3号様式）（所有者等が複数人いる場合に限る。）
- (4) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (5) 解体工事見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市空家解体費補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、速やかに交付申請者に通知しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

3 補助対象者は、当該会計年度内において、複数の空家に係る交付決定を受けることができないものとする。

（事業の実施）

第 1 2 条 補助対象者が前条の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したときは、補助金を交付しない。

（申請の取下げ）

第 1 3 条 第 1 1 条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、蒲郡市空家解体費補助金取下申出書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出の期限は、その申出を取下げすべき事実が生じた日から起算して 7 日以内とする。

（補助事業の変更）

第 1 4 条 交付決定者は、交付決定通知を受けた後に補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ蒲郡市空家解体費補助金変更承認申請書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の事業実施計画書（第 4 - 1 号様式）

(2) 変更後の解体工事見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、蒲郡市空家解体費補助金変更決定通知書（第 8 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 5 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる日のいずれか早い日までに、蒲郡市空家解体費補助金実績報告書（第 9 号様式）をもって市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日
- (2) 補助対象空家が倒壊危険空家に該当する場合は、当該年度の1月末日
- (3) 補助対象空家が老朽空家に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）は、当該年度の3月末日

2 交付決定者は、前項の規定により報告を行うときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 蒲郡市空家解体費補助金決算書（第10号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 契約書又は請書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市空家解体費補助金確定通知書（第11号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して30日以内に蒲郡市空家解体費補助金請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

（帳簿等の備付）

第19条 交付決定者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他実施の経過

を明らかにする必要な書類を備えて、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。